

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、京都市に意見書を提出することができます。

平成19年11月16日

京都市長 梶本頼兼

1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉾町、了頓凶子町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、骨屋町、玉蔵町、西六角町、橋弁慶町、姥柳町、不動町、占出山町、天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町、柿本町、役行者町、町頭町、手洗水町、箏町、小結棚町、炭之座町、御倉町、衣棚町、釜座町、姉西洞院町、梅忠町、堂之前町、一蓮社町及び元法然寺町並びに下京区郭巨山町、月鉾町及び函谷鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年11月16日から平成19年11月30日まで

(注) 当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同案

についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに，〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)